

新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

【永井隆記念館】

令和2年5月28日

長崎市平和推進課

● はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、休館していた施設の再開にあたり、来館者や施設職員の安全を確保するために、国の方針や「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」(公益財団法人 日本博物館協会)等を踏まえ、感染拡大防止対策について整理したものです。

施設管理者は、本ガイドラインに沿って、具体的な感染拡大防止に取り組み、施設の適切な運営がなされるようお願いいたします。

なお、この指針は、政府の「R2.3.28 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(R2.5.25 変更)」の変更のほか、感染拡大の動向を踏まえ、必要に応じ、適宜改訂を行うこととします。

基本的な考え方

施設管理者は、来館者や施設職員への感染拡大を防止するため、感染拡大のリスクが高いと考えられる①密閉空間(換気が悪い密閉された空間)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる)という3つの条件、いわゆる「三つの密」を避けることなどを徹底することとします。

施設管理者が行う具体的な対策

1 従事する職員に関する感染防止策

従事する職員全員の安全確保のために、業務に従事するにあたり、施設管理者及び職員は次の事項を徹底することとしてください。

- ① 施設管理者は、職員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ② 職員は、出勤前に自宅で検温を実施し、発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養する。
- ③ 職員はマスクを着用した上で、こまめな手洗いやうがい、手指消毒を徹底する。
- ④ 職員は、業務に使用した衣類をこまめに洗濯する。
- ⑤ 施設管理者は、職員に感染が疑われる場合に、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

2 来館者に関する感染防止策

来館者の安全確保のために、職員から来館者に対し、次の事項について徹底するよう促してください。

(1) 事前周知・広報

ホームページへの掲載や施設の入口へのチラシの設置により、次のとおり来館していただける方の要件を周知してください。

また、「(2) 来館時における確認・依頼事項」についてもホームページに掲載し、事前に周知してください。

【来館にあたってのお願い】

- ① 事前に検温を実施し、発熱していない方や、咳・咽頭痛・息苦しさ・体のだるさなどの症状がないことを確認してください。
- ② 館内ではマスクの着用をお願いしていますので、マスクの準備をお願いします。

(2) 来館時における確認・依頼事項

来館者は、次の事項について協力をお願いします。

また、職員は来館者への声掛けや注意喚起用のチラシにより、来館者に協力を呼び掛けてください。[「3 環境管理に関する感染防止策」の再掲]

<玄関・展示室・図書室共通>

- ① 事前に検温を実施してない来館者は検温を実施する。(非接触型検温器が望ましいが、入手できない場合は、家庭用検温器を使用のうえ使用の都度消毒する)
- ② マスクを着用する。(マスクを着用していない場合はハンカチと輪ゴムで代用したりするなど対策を講じる。)[2(1) 事前周知・広報 の再掲]
- ③ アルコール消毒液による手指消毒をする。
[3 環境管理に関する感染防止策 <展示室・図書室共通> ①に再掲]
- ④ 館内で万が一感染が確認された場合、経路確認及び濃厚接触者の抽出に情報が必要であるため、来館者の退館後の安心を担保するためにも来館者は名簿に来館日時・氏名・連絡先を記入する。ただし複数人・団体の場合は、代表者のみとする。なお、減免申請書等で記載内容を確認できる場合を除く。

(様式例) 個票を配布し一定期間保存(複数人・団体の場合は団体毎)

新型コロナウイルス感染症対策として、来館者名簿を一定期間保管し、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供いたしますので、ご協力ください。			
来館日時	月	日	時 分
ご氏名		緊急連絡先	

※ 必要に応じて、保健所等公的機関へ提供。それ以外の名簿は、日毎にまとめ、封筒に保管し1か月程度保管のうえ廃棄。

※ 個人情報の取り扱いには十分に注意を払うこと。

- ⑤ 人と人の十分な間隔(最低1m、できるだけ2mを目安に)を確保する。
※ 混雑時で十分な間隔を確保できない場合等必要に応じ、入館や見学時間等を制限する。[3 環境管理に関する感染防止策<展示室・図書室共通>⑤に再掲]
- ⑥ 室内での会話は控えめにする。

<展示室>

- ① 展示室への入館は原則20人までとする。
- ② 展示室は30分以内の滞在を目途とする。
- ③ ガイドツアーを行う場合は、当面の間、参加者間での接触が避けられ、対人距離を確保できる工夫(ツアーの小規模化、インカムマイクの使用等)を行うこと。
- ④ パンフレットはラックなどを使用し各自で取ってもらう。(手渡しは行わない)
- ⑤ 展示資料・展示ケースには手を触れないようにする。
- ⑥ ビデオコーナーの椅子は間隔を開けて着座する。

<図書室>

- ① 図書室への入館は原則10人までとする。
- ② 長時間の閲覧をしない。
- ③ 間隔を開け、対面にならないよう互い違いに着座する。

<トイレ>

- ① トイレの蓋を閉めて汚物を流す。

- ② 混雑時であっても最低 1m（できるだけ 2mを目安に）の間隔を開けて整列する。

＜その他イベント及び搬入業者等への対応＞

- ① 館内での平和学習講話および子ども教室を開催する場合は、インカムマイクの使用等により大声の発声を慎むなどの工夫を行うなど、「密閉」「密集」「密接」が確実に回避できる場合に限り、開催すること。
- ② 搬入業者等と直接面会しての会議や打ち合わせは、短時間で行うとともに、十分な換気を行い、相手との距離を保つ（最低でも 1 m、可能であれば 2 m）。

3 環境管理に関する感染防止策

職員は、館内の消毒、換気を徹底的に実施し、飛沫感染・接触感染の予防策を講じてください。

また、必要な箇所に注意喚起用のチラシを掲示することや、職員が来館者へ声を掛け、「2 来館者に関する感染防止策」の徹底を図ってください。

[2（2）来館時における確認・依頼事項の再掲]

＜展示室・図書室共通＞

- ① 各室入口にアルコール消毒薬等を設置し、手指の消毒を徹底する。
[2（2）来館時における確認・依頼事項＜玄関・展示室・図書室共通＞③の再掲]。なお、手洗いの励行も含め、ポスターの掲出なども行う。
- ② 受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ③ 来館者から物品や金品を受け渡しする場合は、手渡しではなく、カウンター上で行うこととし、触れる箇所を最小限とする工夫（トレーの使用や手袋の着用など）を行う。
- ④ 来館者の密集が予想される場所についてはフロアマーカートを貼付するなど、視覚的にもわかりやすい指示を行い、来館者間の距離を最低でも 1m（可能であれば 2m）離すこと。
- ⑤ 混雑時等において、職員は、必要に応じて、整理券の発行等により来館者に待機を依頼する場合や、入館や見学時間を制限する場合がある。
[2（2）来館時における確認・依頼事項＜玄関・展示室・図書室共通＞⑤の再掲]

- ⑥ 来館者が極力対面することを防ぐため、一方通行となるよう導線の工夫を行う。

<展示室>

- ① 展示室は窓が無い場合、避難扉、もしくは排煙窓を開けておく。
- ② ビデオコーナーの椅子には間隔をあけて着座するよう、椅子の数を少なくしたうえで、着座位置にしるしをつける。
- ③ ビデオ放映について来館者がいる場合に職員が操作を行うように努めること。
- ④ 物販用の本は、多くの方が触れるようなサンプル品や見本品は極力設置しないようにする。

<図書室>

- ① 図書室は自習席側窓、読み聞かせコーナーの窓を適宜の間隔で開けておく。
- ② 間隔を空けて着座できるよう、椅子の数を少なくし、互い違いに配置する。

<玄関・トイレ>

- ① 本の返却のみの場合については、玄関に返却用ボックスを臨時に設置し、極力接触を避ける。
- ② 空調機を使用していない場合、玄関自動ドアは常時開けておく。
- ③ 各トイレも支障のない範囲で窓を開けておく。
- ④ 玄関・トイレは混雑が予想されるため、最低 1m（できるだけ 2mを目安に）の間隔を開けるようフロアマーカ―を貼付する。

4 清掃、衛生管理に関する感染防止策

職員は館内の清掃を徹底的に実施し、飛沫感染・接触感染の予防策を講じてください。

- ① 清掃、ごみの廃棄等、衛生管理の際は、マスクやゴム手袋を着用し、作業後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指の消毒を徹底する。
- ② 多くの方が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、蛇口、手すり、カウンターなど）は、毎日開館時、

午後2時、閉館時に、丁寧にアルコール消毒（塩素系漂白剤を希釈したものを含む）または水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

- ③ トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、丁寧にアルコール消毒（塩素系漂白剤を希釈したものを含む）または水拭き清掃を行うほか、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。[2（2）来館時における確認・依頼事項<トイレ>①の再掲]

5 緊急時の対応

緊急時においては、体調不良を訴えた本人、来館者及び職員全員の感染を防ぐため、職員は、必要に応じて保健所等関係機関と連絡調整を行いながら、迅速かつ適切な対応を図ってください。また、感染者が発生した場合の館内の消毒についても、保健所の指示のもと、平和推進課と連絡調整を行いながら、適切に実施してください。

- ① 体調不良を訴える人がでた場合は施設長及び平和推進課へ報告する
- ② 具合が悪い人を休養室に移す（十分に換気）
- ③ 対応する職員は、マスク・手袋等の着用を徹底する。
- ④ 聞き取りを行う

[聞き取り項目]【帰国者接触者センター（電話 801-1712）相談の目安より】

以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談してください。

- ・息苦しさ
- ・強いだるさ
- ・高熱等の強い症状
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・妊婦の方も念のため重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者接触者センターに相談すること
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

【参考】関係機関連絡先

名称	電話番号	住所
長崎市帰国者・接触者センター （長崎市保健所）	095-801-1712	長崎市桜町 2-22
長崎市新型コロナウイルス感染症 一般相談窓口	095-829-1153	

問い合わせ先 長崎市平和推進課 豊・山本 095-844-9923